**資料提供** 令和3年7月13日 課名:産業廃棄物対策課

担当:河村 内線:2962

外線:082-513-2963

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

## 1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社ACEに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(以下「法」という。)第14条の3の2の規定により,産業廃棄物収集運搬業の許 可を取り消した。

(処分機関:広島県産業廃棄物対策課)

## 2 被処分者及び行政処分の内容

事業者(住所)	株式会社ACE 代表取締役 唐津 知孝 (広島市西区中広町三丁目2番1-201号第八山本ビル)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許 可 番 号:第 03409206474 号 許可年月日:平成 31 年 4 月 8 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和3年7月13日
処分理由	同社は、令和3年4月1日付けで、山口地方裁判所周南支部において、法第16条に違反したことにより罰金刑が確定した。 このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当するものとして 法第14条第5項第2号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ニ に規定する者に該当するため。